

男性育休を、

”取りやすい”から”応援できる”へ。

安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金

業務をフォローした従業員への手当支給を支援します！

対象事業者

次の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ✓ 安芸市内に本社または主たる事業所がある
- ✓ 常時雇用する従業員数が300人以下である
- ✓ 雇用保険適用事業所である
- ✓ 就業規則等に育児休業の規定を設けている
- ✓ 高知県の「こうち男性育休推進企業」に登録している
- ✓ 当該年度の4月1日以降に、対象従業員が14日以上連続して育児休業を取得している

奨励金の内容

代替従業員への手当支給を支援！

1事業者あたり

最大 **50** 万円

1人あたり

1日最大
8,000 円

対象日数

最大
30 日分

実際に支給した手当額が上限となります。
※代替従業員が複数の場合、合計額を支援します。

対象となる取組



男性従業員が、**14日以上連続して**育休を取得



周囲の従業員が、育休中の男性従業員の業務をフォロー



事業所が、フォローした従業員へ手当支給



市が、事業所へ奨励金を交付



申請期限


毎年度 **3月10日** まで

予算の範囲内で、申請の受付順に交付します。



お問い合わせ
申請先

安芸市企画調整課

 0887-35-1012 (直通)

 kikaku@city.aki.lg.jp

※まずは、お気軽にご相談ください。

申請様式・
制度詳細は
こちら



安芸市ホームページ